

# 第1章 バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定にあたって

## 1-1 バリアフリー法の概要

我が国では、急速な高齢化の進展に伴う高齢者の自立支援のための施策等や、共生社会の実現に向け、障がい者が自分の意志で、社会活動に参加・参画できるように支援するための施策等が求められております。このような背景を受け、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」とする。）」が、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」とする。）」が施行され、一定規模以上の建築物や駅を中心とした歩行空間のバリアフリー化が図られてきました。

しかし、施設ごとに独立したバリアフリー整備が行われ、連続的なバリアフリー整備が十分でないことや、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深めるための対策が十分でない等の課題があることを受け、移動等の円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、この2つの法律を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」とする。）」が平成18（2006）年12月に施行されました。

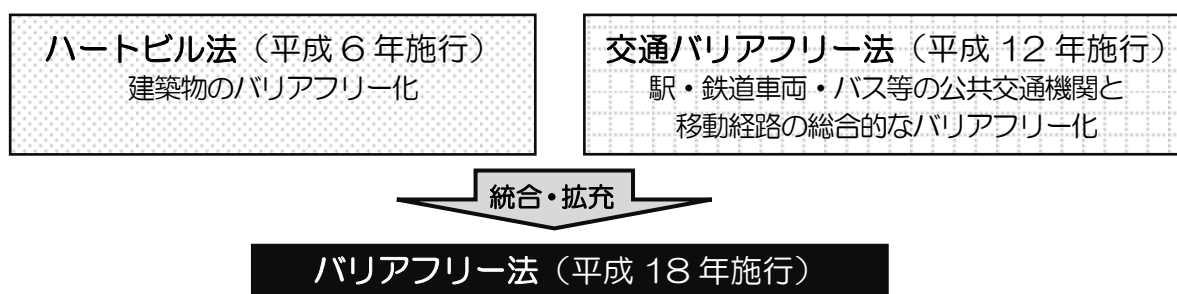


図 バリアフリー法の施行

表 交通バリアフリー法・ハートビル法からバリアフリー法への主な改正点

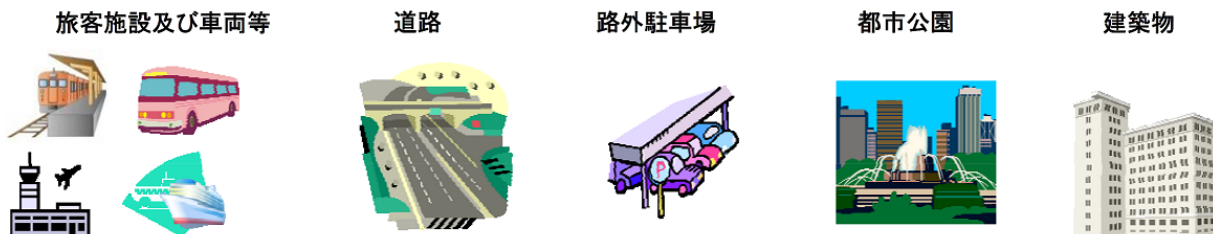
改正点	改正の概要
① 対象者の拡充	○身体障がい者だけでなく、全ての障がい者が対象
② 対象施設の拡充	○建築物・公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを新たに追加
③ 基本構想制度の充実	○バリアフリー化を一体的に進める重点整備地区について、旅客施設を含まない地域でも設定が可能
④ 基本構想策定の際の当事者参加	○協議会制度を法定化 ○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設
⑤ ソフト施策の充実	
スパイラルアップの導入	○関係者と協力して、バリアフリー施策の継続的かつ段階的な発展を図っていく。
心のバリアフリーの促進	○バリアフリー化の促進に関する国民の理解と協力を求める。（国民の一人ひとりが、高齢者・障がい者等の困難を自らの問題として認識）

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、  
 ●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、  
 ●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

### 公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

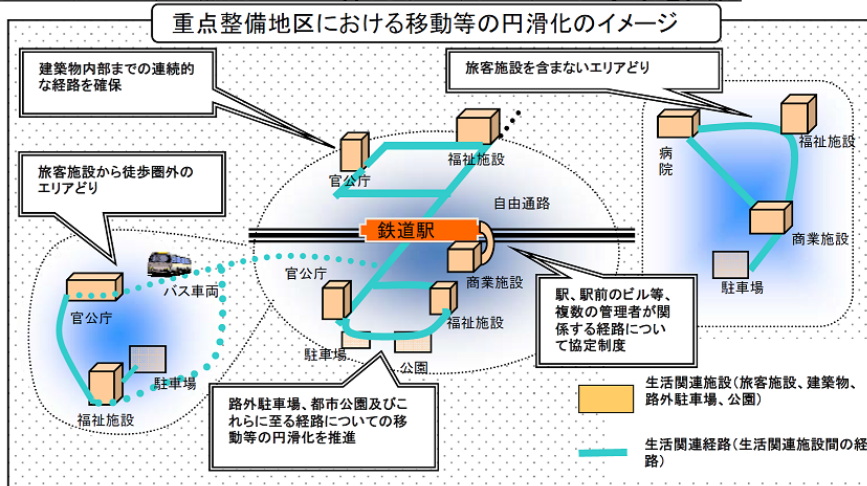
・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など



### 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置  
 ○基本構想策定時の協議会制度  
 ○住民等からの基本構想の作成提案制度



### 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



図 バリアフリー法の概要

出典：国土交通省ホームページ

## 1-2 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定の背景と趣旨

バリアフリー法の目的は、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、けが人等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することです。

この法律は、公共交通機関の旅客施設、建築物、都市公園<sup>※1</sup>、路外駐車場<sup>※2</sup>、歩道等の新設時等における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。なお、バリアフリー法では、新たに「ユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>」の考え方を踏まえた規定が盛り込まれています。

本市は都市基盤の整備として駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備するとともに、生活道路のバリアフリー化を進めていくことをまちづくりの方向性として示しています。

平成17（2005）年3月に「習志野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、これまでもJR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺及び京成津田沼駅周辺等のバリアフリー化を推進してきました。

しかしながら前述のとおり、バリアフリー法では公共交通機関に限らず、高齢者や障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としていることから、市内の生活・移動環境のバリアフリー化に向けて、継続的な取り組みを行っていくことが求められております。また、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深めるための対策も求められています。

これらを踏まえ、高齢者や障がい者等の移動や施設利用における利便性・安全性に関する課題を解決し、バリアフリー化の促進を図るため、「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、バリアフリー法に基づく新たな「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」の策定を行うこととしました。

これにより、施設ごとに独立して実施されていたバリアフリー整備が一体的・連続的に実施され、より効率的なバリアフリー整備の取り組みを推進していくことができます。

---

### ※1：都市公園

都市計画法に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地、又は都市計画区域内において設置する公園若しくは緑地で、国や地方公共団体が設置するもの。（国立公園や国定公園等は含まない。）

### ※2：路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。なお、月極駐車場は路外駐車場に該当しない。

### ※3：ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいように製品や建物、生活空間を設計する考え方。

### 1-3 バリアフリー移動等円滑化基本構想の位置付け

本基本構想は本市におけるこれまでのバリアフリー化に関する取り組みを踏まえ、上位計画・関連計画と整合を図りながら策定しました。

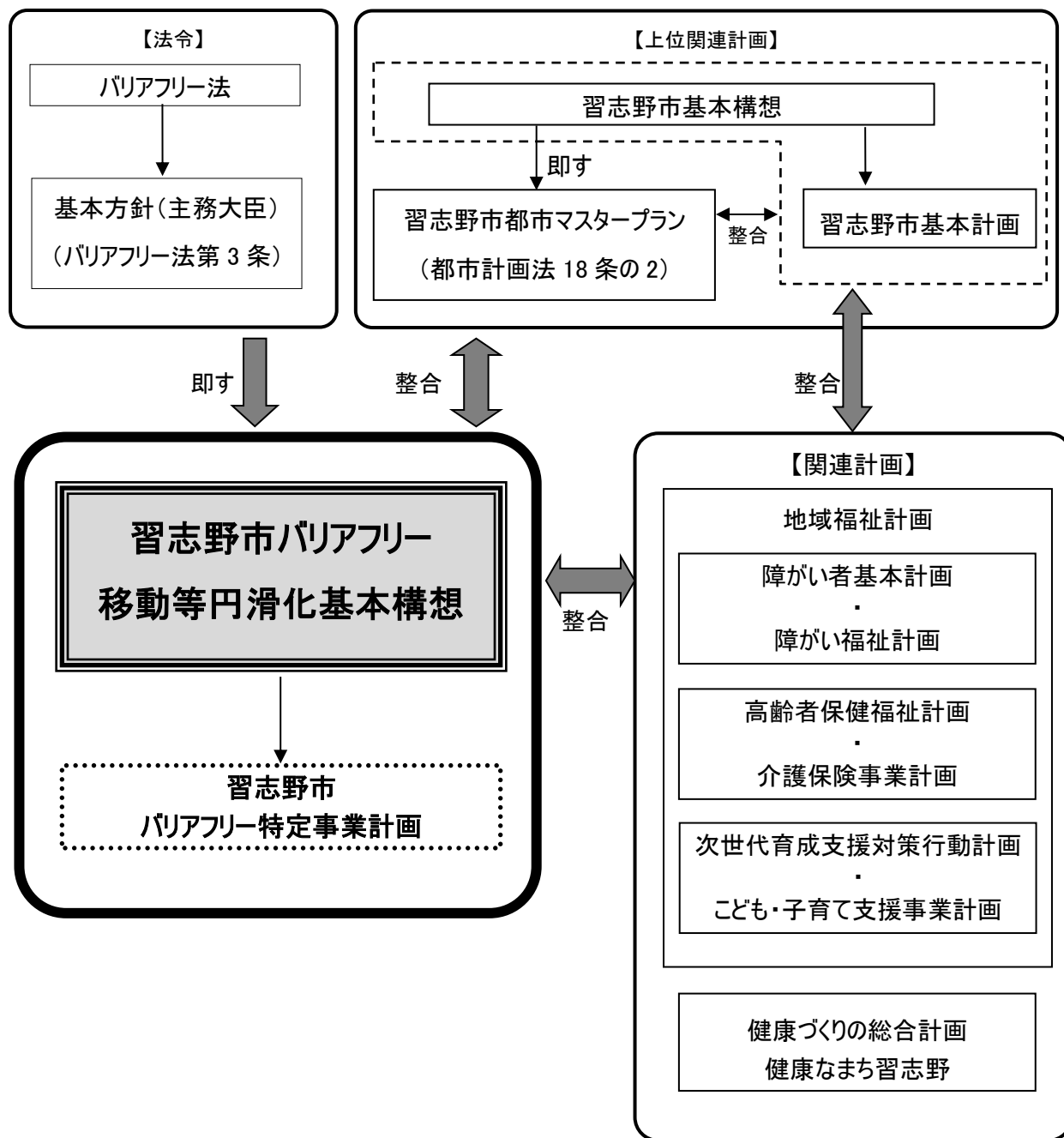


図 バリアフリー移動等円滑化基本構想の位置付け

## 1-4 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定までの流れ

### (1) 策定体制

本基本構想策定にあたっては、学識経験者、公共交通機関等の代表、福祉関係団体等の代表、商業関係団体の代表、関係行政機関の職員、市の職員で構成される「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。

また、本基本構想策定に向けた庁内調整を行うため、「習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会」及び「同作業部会」を設置しました。

さらに学識経験者、福祉関係団体、市の職員等による「バリアフリーまち歩き点検ワークショップ※4」を実施し、バリアフリー化整備を図ることが必要な経路を実際に歩き、整備に向けた意見を伺ったほか、「パブリックコメント」により、市民の方々の意見を幅広く集めて、本基本構想に反映しました。

### (2) 策定手順

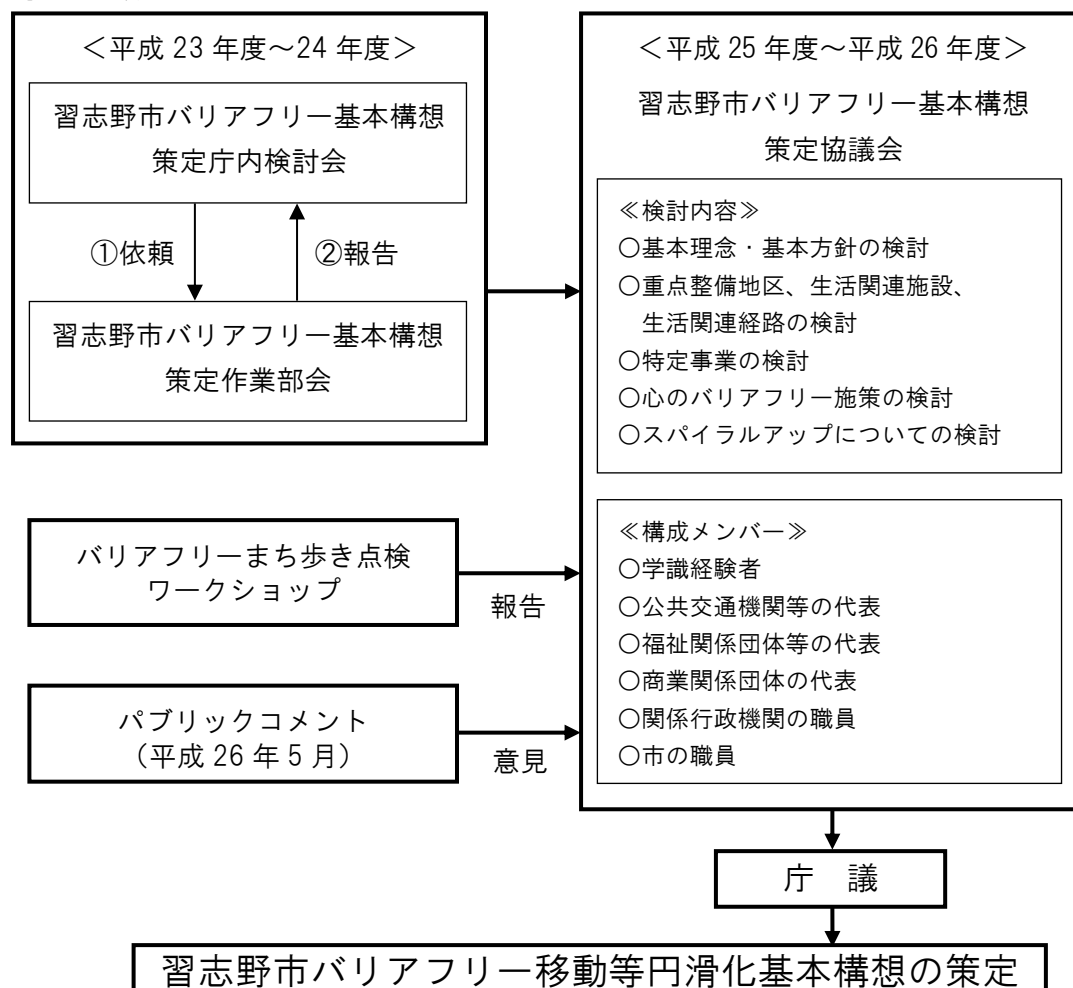


図 策定手順

### ※4：ワークショップ

何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換等により相互理解を図り、問題解決や創意工夫等を考えること。

1-5 バリアフリー移動等円滑化基本構想の構成

本基本構想の構成を以下に示します。

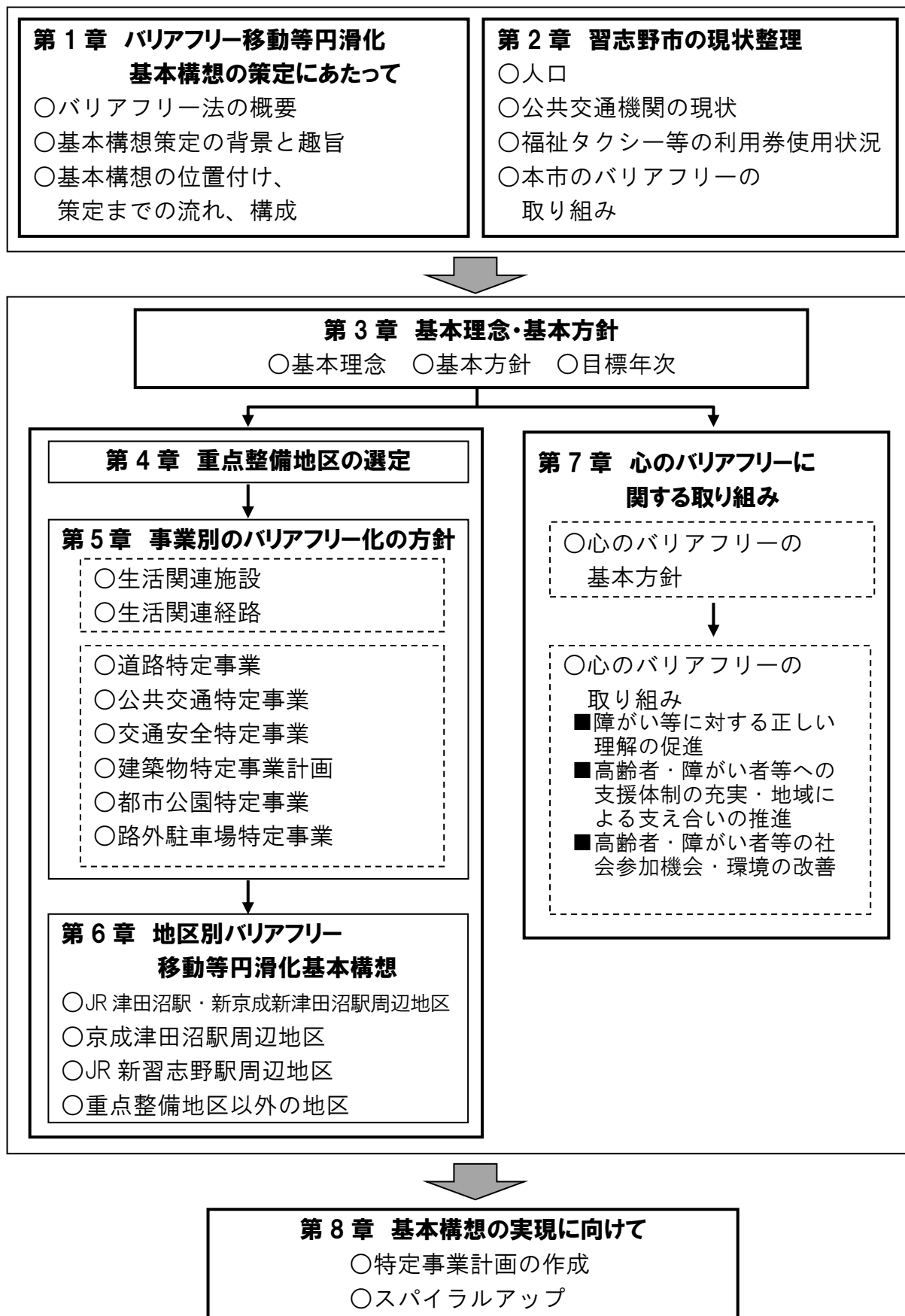


図 バリアフリー移動等円滑化基本構想の構成